

令和2年3月10日

第24回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和2年3月10日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館3階 第1～3会議室
3. 閉会年月日 令和2年3月10日（火曜日） 午後2時17分

4. 議案

- 議案第121号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第122号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第123号 農用地利用集積計画の決定について  
 議案第124号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）  
 議案第125号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について  
 議案第126号 青森市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づく非農地判断について  
 議案第127号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について  
 議案第128号 贈与税の徴収猶予に関する証明書の交付について  
 報告第81号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について  
 報告第82号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について  
 報告第83号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
 報告第84号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について  
 報告第85号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可取下げについて

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 壽 憲	5 番 鎌 田 清 勝	7 番 工 藤 隆 志
9 番 高 坂 繁 光	10 番 齊 藤 光 朗	11 番 佐 藤 紘 一
12 番 澤 田 今日一	13 番 堤 武 久	14 番 奈良岡 めぐみ
15 番 西 澤 清 光	16 番 西 塚 伸	17 番 福 士 修 身
18 番 福 田 公 夫	19 番 安 田 昌 樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

8 番 窪 寺 洋 志		
-------------	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 工 藤 努	2 番 澤 田 秀 一	3 番 工 藤 榮
4 番 工 藤 隆 正	5 番 木 立 忠 徳	6 番 風 晴 繁 雄

7番 山内 洋一	8番 山田 正樹	10番 佐藤 量一
11番 小泉 作郎	12番 斉藤 直美	13番 石川 正光
15番 野呂 正幸	16番 天内 輝明	17番 三上 紘史
18番 出町 鉄昭	19番 成田 貴吉	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

9番 木立 れい子	14番 豊川 明子	
-----------	-----------	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	三上 正俊	事務局 次長	竹内 芳
浪岡 分室 長	坂本 公平	主 幹	堀内 和之
主 査	櫻田 正	主 査	福士 和年
主 査	佐々木 伸哉	主 査	工藤 武
主 事	雪田 幸誠		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長(福士修身会長)

それでは早速でございますが、ただ今から、第24回青森市農業委員会月例総会を開会いたします。

○議長(福士修身会長)

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員18名中17名が出席しております。なお、推進委員の方は、17名が出席しております。以上です。

○議長(福士修身会長)

はい、どうもありがとうございました。ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

続きまして、議事録署名者2名を指名いたします。18番福田公夫委員、19番安田昌樹委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認めます。両委員にお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(福士修身会長)

ただいまより議案審議に入ります。議案第121号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が7件、賃借権設定が4件及び使用貸借権設定が1件、合計12件でございます。個別の内容につきましては、議案書の2ページから5ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。

まず、所有権141から143までは、労力不足のため、自作地を拡張したい又は経営規模拡大のため受人へ売却するものです。

次に、所有権144から147までは、親子間の贈与でございます。

次に賃借権146から148まででございますが、こちらは、労力不足のため、経営規模を拡大したい借人へ賃借するものです。

次に賃借権 149 は新規就農です。

最後に使用貸借権 19 ですが、親子間の使用貸借となります。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付しております「調査書」等のおりであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長(福士修身会長)

これより、3 ページ目の所有権移転の申請番号 145 番の審議を行うにあたり、安田昌樹委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(安田昌樹委員 退席)

○議長(福士修身会長)

これより、所有権移転の申請番号 145 番について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

はい。申請番号 145 番について、ご異議ありませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、許可することに決定いたします。安田昌樹委員を入場させてください。

(安田昌樹委員 入場)

○議長(福士修身会長)

次に、4 ページ目の賃借権設定の申請番号 148 番の審議を行うにあたり、西塚伸委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(西塚伸委員 退席)

○議長(福士修身会長)

それでは、賃借権設定の申請番号 148 番について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

申請番号 148 番について、ご異議ありませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、許可することに決定します。西塚伸委員を入場させてください。

(西塚伸委員 入場)

○議長(福士修身会長)

次に、5 ページ目の賃借権設定の申請番号 149 番を審議いたしますが、申請者は新規就農の方です。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議をお願いいたします。では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○●●●●氏

よろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

はい、どうぞ。お座りください。

○議長(福士修身会長)

まず簡単に、自己紹介と申請に至った理由をお願いいたします。

○●●●●氏

よろしく申し上げます。●●●●と申します。以前から農業に興味を持っていて、2 年間、農の

雇用事業でにんにくの研修を受けこの度、藤崎の●●さんの支援を受けながら農業を開始したいと思って申請しました。

○議長(福士修身会長)

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。ご質問・ご意見ある方はどうぞ。どなたかございませんか。

○10番(齊藤光朗委員)

はい。

○議長(福士修身会長)

齊藤委員どうぞ。

○10番(齊藤光朗委員)

10番齊藤ですけれども。まずは●●さん、2年間研修をやって●●さんのところに行ったということなのですけれども、その前は何をやっていたのかと、去年にんにくがかなり値段下がって大変そうな話をして、これから開始するわけですけれども、そういう点どう考えているのかお聞きしたいのですが。

○●●●●氏

にんにくだけに限らず、水稻、りんごとかも考えてのちのち勉強しながら、この先やって行きたいとは思っています。その前は、土工関係やっていましたね。土工関係の仕事していました。

○議長(福士修身会長)

他にお聞きしたい方がいましたらどうぞ。どなたかございませんか。

○11番(佐藤紘一委員)

はい。

○議長(福士修身会長)

佐藤さんどうぞ。

○11番(佐藤紘一委員)

佐藤といいます。よろしくお願いします。一問一答方式でいきたいと思いますので、座って答えて結構です。まず第1は、5年目の収支計算で、項目の空欄が2ヶ所ありますが、この2ヶ所

の空欄単価が入っていませんが、これ何か理由があるのでしょうか。あるいは忘れてしまったという事でしょうか。

○●●●●氏

これは、ちょっと記載忘れしちゃいましたね。

○11 番（佐藤絃一委員）

そうですね。単価大事な事なので、しかも5年目ですから、かなり収益が見えている訳ですが、これはなかなか計算出来ないという事であえて尋ねたという事です。わかりました。

○●●●●氏

はい、すみません。

○11 番（佐藤絃一委員）

2つ目ですね、項目の数字、過去2年間色々勉強したという事で、勉強して得た知識がこの数字の中に反映させているのかと。実は今年1年間、年度ですが、にんにくを新規就農する方で作物品目に入れた方2人おります。その2人の方と数字が非常に似ているのです。似ている。千円単位というよりも百円単位で似ているのです。この数字というのは、●●さん、あなたが考えて数字を入れたのですか。

○●●●●氏

そうですね。自分と役所と照らし合わせて、だいたいの平均をとって。

○11 番（佐藤絃一委員）

役所といえば。

○●●●●氏

市役所の方と相談して。

○11 番（佐藤絃一委員）

市役所の方。この事務局の方。

○●●●●氏

そうですね。それと今までのかかった経費とかも照らし合わせて、だいたいこの数量になればこれくらいだろうという数字を出しましたね。



○11 番（佐藤絃一委員）

青森県で出している経営指標とそっくりなのです実は。ですから私、あえて言うのはせつかく2年間勉強したのですから、その勉強の成果をこの数字の中に反映させればいいのではないかなと。率直にいうと、そういう感じしました。つまりこの●●さんの独特のやり方といいますか、あなたのカラーを出ていれば、皆さんが理解しやすいのじゃないかなと思いました。これ事務局の方と色々相談していたという事ですか。

○●●●●氏

そういう事です。

○11 番（佐藤絃一委員）

わかりました。3番目です。1年目は170万円の経営上は赤字と。

○●●●●氏

そうですね。

○11 番（佐藤絃一委員）

ただ、にんにくというのは、1年目は収穫が期待できないと。2年目3年目に、先々に悪い影響が出るという事で、1年目は収穫しないのです。しかし収穫しないからといって、経費をかけない訳にはいかないのです。肥料であれ、農薬であれ。ですから、経費をかけるほど、赤が出るという結果になるのですが、5年目になってようやく。

○●●●●氏

そうですね。軌道に乗せていこうと。

○11 番（佐藤絃一委員）

だいたい270万くらいの純利益が出る。簡単に計算してだいたい100万近くになるのですが、赤字の穴埋めというのは、どういう風にして埋めていくのかという事なのですが、どうでしょう。

○●●●●氏

これから収穫するにんにく等、日々どこかのアルバイトとかもしながら、どうにか最初の何年間かは頑張っていこうかと思っています。

○11 番（佐藤絃一委員）

就農する動機の文面の最後の方に、人材投資金とか、ずいぶん役所めいた言葉が出てきますが、これから申請したいと。

○●●●●氏

そうですね。

○11 番（佐藤絃一委員）

そうですね。申請するとどうなるかわかっていますか。

○●●●●氏

すべて調べて、もうある程度話はしていますね。

○議長（福士修身会長）

佐藤さん、簡潔にお願いします。

○11 番（佐藤絃一委員）

わかっている。じゃあいいのですが。穴埋めするって大変な話なので、アルバイトして農外収入が多くなれば、就農給付金はもらえませんかという事であえて聞いた次第です。

それから最後、乾燥は機械乾燥という事ですが、しかも共同という事ですが、具体的にどういった機械なのでしょう。

○●●●●氏

ハウスを使ってボイラーでのんに乾燥になりますね。

○11 番（佐藤絃一委員）

そうですね。わかりました。ありがとうございました。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ありますか。はい、一戸さんどうぞ。

○3 番（一戸昭憲委員）

3 番一戸です。今作ろうとしている畑の近隣全部りんご畑なのですけれども、農薬関係はどのように考えていますか。

○●●●●氏

一応、ブームスプレーヤーで腕を伸ばして散布するスプレーヤーですけれども、それを一番低くしてかけていますので。あと風の強い日はかけないように。周りの人には、一応ひとこと言ってやるようにしています。

○3 番（一戸昭憲委員）

わかりました。色々、にんにくと農薬の関係で揉め事がいっぱいあるものですから、そこら辺と。あと、農業委員会にかかる前に、もうにんにくを作付けしていますよね。

○●●●●氏

はい、していますね。

○3 番（一戸昭憲委員）

その関係はどうなんですか。許可受ける前に作付けしてもいいって事。

○●●●●氏

前の●●さんと先に話してやっていたみたいですけど。

○3 番（一戸昭憲委員）

前の方はアスパラやっていたんですよね、あそこで。

○●●氏

アスパラやっていましたね。

○3 番（一戸昭憲委員）

だから、今、●●さんが新規就農する時に、許可出す前にあそこに、にんにく作付けしても事務局の方では何も問題ないって事ですか。

○議長（福士修身会長）

今の質問ですが、にんにく作付け自体、去年の秋口にはもうその場所には。

○●●●●氏

はい、そうですね。

○議長（福士修身会長）

今申請した所は。

（同じ場所 という声あり）

○議長（福士修身会長）

同じ場所ですか。ちなみにどこですか。事務局で何かご意見ありましたらどうぞ。

○事務局

今回ですね、事前に作付けしていたという事は、3条の現地確認時に我々も初めて分かったという事でしたので、新規就農という事もありますし、本人もある程度試験的な栽培という事であれば、今回に関してはやむを得ないのかなという感じでは捉えております。

○議長（福士修身会長）

そうですか、わかりました。そういう事でございます。田んぼとかりんごと違ってにんにくは冬をまたぐという部分もありますので、その辺ご理解頂けませんか。せっかく若い人が農業やりたいという事で頑張っていますので。順序が逆になっていますけれども皆さんその辺ご理解頂きたいと思います。他にご意見ありましたらどうぞ。他にございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたしますので、それまでお待ちください。本日は大変ご苦勞様でした。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

それでは、議事参与制限があった所有権移転 145 番及び賃借権設定 148 番を除く本案について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたらどうぞ。

○議長（福士修身会長）

はい、安田さんどうぞ。

○19 番（安田昌樹委員）

はい。19 番安田です。事務局さんへお願いあるのですが、さっき 3 番一戸さんの質問と関連しているのですが、近隣住民の現地の人との確約書というか、一筆、農薬関係で色々ありますので、そういうのをやった方が。これからは色々知らない人もいっぱいいてトラブルの元だと思っております。そういうのをどうやっていくかってあるのですか。事務局さんの方で。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局さんどうぞ。

○事務局

今回ですね、ご本人と土地の所有者の●●さんと役所に来られた時に、当然、現地の状況見て樹園地に囲まれているという事は確認致しました。その上でですね、両名に対して、例えば●●さんがこれまでアスパラ付けている時に、隣地等で農薬の関係のトラブルがあったかどうか、また、それを踏まえて、今回新規の●●さんについては、農薬の散布時の周囲への影響、これらについても時間をかけて話をし、とにかく絶対農薬が違うので周囲には影響が無いように。また●●さんの方からですね、自分で今までは風向きによっては多少影響が出るかもわからないという話がありましたので、その事についても当然●●さんには伝えて、十分間隔をあけるとかして被害が及ばないよという事で、口をすっぱくしてご本人達にはお話ししております。

また、今のケースに限らずですね、にんにくを作りたいという話があった場合は、周囲の状況を見て、被害が及ぶかどうかということも申請者とは事前に話をし、トラブルの無いように話をしておりますので、現時点では一筆という事は考えておりませんが、その申請の時のやりとりにおいて、十分農薬等のトラブルについては気をつけるように指導しておりましたので、今後もその方向で考えておりました。

○議長（福士修身会長）

安田委員よろしいですか。他にありましたらどうぞ。

○3番（一戸昭憲委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、一戸さんどうぞ。

○3番（一戸昭憲委員）

今の関係ですけれども、●●さんがアスパラ作っていた時に、周りにりんごの農薬がかかって、ちょっと問題になったこともあるのですよ。それで、●●さんは朝時だから大丈夫だというけれど、スプレーヤーも朝一番にかけるのですよね。だから、●●さんには、あそこの近隣だからしゃべった事もあるのですけれど、にんにくの薬がりんごに行くのではなく、にんにくの薬がりんごに行く場合もあるのですよね。だから、先に作っていた人が、どうするのだって考えれば、お互いの農薬についてはなにかあった方がいいのではないかと思います。

○議長（福士修身会長）

今、一戸委員さんから大変、両者にとっては農薬の問題は、非常に大きなリスクがあるという話だと思うのですが、先程、分室長が口をすっぱくしてしゃべるのだという事なのですが、やっぱりもう少し踏み込んだ対策というのが必要だと思います。現にですね、裁判みたいな状況にな

ったケースもございますので。当然、りんごの薬がにんにくにかかれば違反行為になりますし、逆に、にんにくの薬がりんごにかかればりんごを販売できないという事ですので、その辺事務局でもう一度●●さんと話をした方がいいと思います。

○事務局

いずれにしても、今の時点でこれをこうしますと断言することは出来ませんが、今頂いたご意見を踏まえて、今後どのように対応したらいいのか事務局の方で検討させて頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

他にご意見ありましたらどうぞ。

○12番（澤田今日一委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、澤田委員どうぞ。

○12番（澤田今日一委員）

はい、澤田です。佐藤委員がさっき言ったことと重複するかもしれないのですけれども、これ似ているという事なのですよね。ところで、申請者に書いてもらって、それを事務局でここおかしいんじゃないと指定しているものか、事務局でこうして書いた方がいいと指導しているものなのか、それ一つ教えてください。

それとですね、あまりにも書類が、例えば●●さんの名前書いて、農業経験あり、次空欄で経験あり、申請地の住所3件あるのに賃借が4件丸になっているって、ちょっと事務局でチェックおかしいんじゃないかと思うのだけど、もう少しちゃんと見てチェックした方がいいんじゃないの。

○議長（福士修身会長）

今、澤田委員の方から事務局に質問だと思うのですが、事務局よかったですらご答弁お願いします。

○事務局

書類の記載の仕方については、質問ご指摘ごもっともだと思っております。十分注意して、今まで以上に注意して提出させて頂きたいと思います。数字に関しては、これまでは基本的には県の指標、本人が全く何も数字を持っていない場合は、県の指標に基づいて作成させて頂いております。これは●●さんに限らずですね、農業政策課も含めてですね、指標を基本に、色々加味し

て作らせて頂いておりますので、そういう意味では数字が似ているというのは指標ベースにしているため、似ている事になってしまうということです。

○12 番（澤田今日一委員）

それは本人にやっぱり、これからやるのだから本人が調べて書いてきたものを事務局が見ればいいのか。事務局が、県の指標だって書かせたのであればおかしいんじゃないですか。まあいいですけど。

○議長（福士修身会長）

よろしいですか。他にご意見ある方いませんか。

○議長（福士修身会長）

それでは、議事参与制限があった所有権移転 145 番及び賃借権設定 148 番を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 122 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的として、使用貸借権設定に関する許可申請が 1 件となっております。申請は、青森地区の市街化調整区域内におけるものでございます。

それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 122 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 48 番案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは 3 ページ目から付けてございます。3 ページ目が許可申請書、4 ページ目が案内図、5 ページ目が法務局の地図、6 ページ目が求積図、これは農地転用する●●●●●と、宅地である●●●●●の一部の位置関係の詳細を示したものでございます。7 ページ目が土地利用計画図等、8 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用

計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。9 ページ目及び 10 ページ目が土地の登記簿謄本、これは、農地転用許可申請自体は●●●●●だけでございますけれども、住宅敷地自体は宅地である●●●●●の一部も含まれますので、●●●●●の登記簿謄本も添付しました。●●●●●は、この面積の内、166.97 ㎡を使用することになっています。11 ページ目が開発許可申請書の受理の写しです。

議案第 122 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準についてですが、申請地は、支所機能がある青森市横内市民センターの周囲おおむね 500m 以内の区域にある農地であるため、第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地と捉えられますと、転用に関しまして、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると思われる場合には、原則として許可することができませんが、第 1 種農地の例外許可事由に該当する場合は許可できるものとされています。この例外許可事由を見ますと、事由の一つに「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という事由がありまして、今回の案件は、一般住宅の建築で、横内の集落に接続して設置されるものであるため、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしているものと考えられます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

それでは説明が終わりましたので、審議を行います。ご質問・ご意見ありましたらどうぞ。ご意見ありませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）



○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 123 号、124 号及び 125 号は関連がございますので一括審議の議題とします。はい、事務局どうぞ。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 7 件、利用権設定が 9 件、集積計画の面積は、所有権移転が 32,690 m<sup>2</sup>、約 3.3 ヘクタール、利用権設定が 62,737 m<sup>2</sup>、約 6.3 ヘクタールとなっております。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページから 9 ページ、利用権設定の案が 10 ページから 14 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、11 ページから 14 ページの議案第 124 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められています。

また、15 ページの議案第 125 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められています。件数は 3 件、面積は 45,984 m<sup>2</sup>、約 4.6 ヘクタールとなっております。転貸予定内容は、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

これより、7 ページ目の申請番号 114 番の審議を行うにあたり、大柳壽憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（大柳壽憲委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、申請番号 114 番の審議を行います。ご質問・ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員  
(意見なし)

○議長(福士修身会長)  
申請番号114番について、ご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)  
異議なしと認め、そのように決定します。大柳壽憲委員を入場させてください。

(大柳壽憲委員 入場)

○19番(成田貴吉推進委員)  
はい。議長すみません。

○議長(福士修身会長)  
はい、成田推進委員どうぞ。

○19番(成田貴吉推進委員)  
五郷地区推進委員の成田です。所用によりこれで退席させていただきたいと思っておりますけれども、ご許可のほどよろしくお願ひします。

○議長(福士修身会長)  
はい、どうぞ。お疲れ様でした。

○19番(成田貴吉推進委員)  
失礼します。

(成田貴吉推進委員 退席)

○議長(福士修身会長)  
それでは、議事参与制限があった申請番号114番を除く本案について審議を行います。ご意見・ご質問ありませんか。

○各委員  
(意見なし)

○議長 (福士修身会長)  
申請番号 114 番を除く本案について、当該計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)  
異議なしと認め、当該計画は決定といたします。

○議長 (福士修身会長)  
次に、議案第 126 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

それでは、ご説明させていただきます。議案書の 16 ページをご覧ください。本案は、遊休農地に関する措置が示されている農林水産省経営局長及び同省農村振興局長通知の「農地法の運用について」の内容を基に、今年度の農地パトロールで、荒廃農地 B 分類と判断された農地について、農地か非農地かの判断をいただくものです。非農地と議決されたものにつきましては、農地所有者、県、市の関係機関、法務局に通知するとともに、農地台帳を整理することとなります。

各地区の非農地候補地について、前回 2 月の月例総会で農地利用最適化協議会から報告されました「令和元年度非農地判断の全体方針」に基づき、事務局において、内容を整理いたしましたところ、16 ページ、17 ページの青森地区 21 筆、そして 18 ページの浪岡地区 9 筆となりました。

本議案の農地一覧の非農地の判断理由項目についてですが、表の右上に記載しておりますとおり、「森林様相として」を「ア」、そして「復元しても継続利用不可として」を「イ」で示しております。なお、記載の農地については、農業者年金経営移譲にかかる特定対象処分農地、相続税及び贈与税の猶予に該当するものは無いことを確認しております。

それでは、配付の A4 の図面「令和元年度非農地判断候補図面」をご覧ください。上が対象農地周辺全体の位置図で、左上の黄色の四角枠の数字は図面番号で、下の図は拡大図です。対象の農地は、拡大図に丸囲み数字で示してあり、議案書の表の左から 1 つ目の欄、整理番号と記載の番号と一致しています。

青森地区を例として説明しますと、整理番号 1、図面番号 1、大字清水字浜元 102 は図面で見ますと、黄色四角枠数字「1」の下の拡大図の赤丸黄色囲み「1」と対応していることとなります。こ

れは浪岡地区につきましても共通です。

まず、青森地区から説明いたします。図面をご覧ください。

図面番号 1、奥内地区清水、北中学校から北西に位置し、既に非農地判断した農地に隣接した一団です。

一枚めぐりまして、図面番号 2、荒川地区金浜、荒川中学校から南西・堤川付近の農地で、作業のための道がなく、耕作が困難な場所です。

一枚めぐりまして、図面番号 3、同じく荒川地区上野、流通団地の北側、新幹線の高架橋より南の農地で、耕作されず相当の年数が経過しております。

一枚めぐりまして、図面番号 4、同じく荒川地区野木、南部工業団地の南西に位置する農地で、傾斜地であり水路が埋没し、既に非農地判断した農地と隣接しております。

次に、図面番号 5、横内地区大矢沢、横内中学校の西、周囲の山林と一体化した農地の一団です。

次に、図面番号 6、筒井地区幸畑、幸畑小学校の北に位置する農地で、山林に隣接しています。

図面番号 7 です。野内地区、浅虫ダムの北側の農地の一団で、周囲の山林と一体化した農地の一団です。

次に、浪岡地区の説明に移ります。

図面番号 1、大杉地区大釈迦、国道 7 号から西側の農地で、周囲が非農地や会社等の敷地に接している農地です。

次に、図面番号 2、野沢地区吉野田、山間にあり非農地や山林等に隣接している農地です。

次に、図面番号 3 野沢地区の吉野田、及び次の 4 番野沢地区樽沢、いずれも農業用施設、ため池、森林と一体化している農地の一団です。

青森地区、浪岡地区のいずれの農地につきましても、森林の様相を呈するなど、周囲の状況からみても農地として復元が難しく、復元しても継続して利用することができない状態となっております。また、周辺の耕作に不利益となるおそれが考えられる場所でもございません。議案についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

説明がおわりましたので、本案について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたらどうぞ。ご意見のある方はございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、令和 2 年 3 月非農地判断対象農地一覧表に記載の土地について、全て非農地と判断することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)  
異議なしと認め、そのように決定をいたします。

○議長 (福士修身会長)  
次に、議案第 127 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。非農地証明書については、「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づき、事務局だけで判断できる案件につきましては、先に事務局側で証明書を交付した後に、直近の月例総会にて報告してきたところでございますが、今回は事務局だけで判断し難い案件と認められたため、証明書交付にあたり、議案として審議していただくこととしたものでございます。これは規定が定められてから初めて審議して頂くものでございます。

それでは、まず、右上に議案第 127 号関係資料と記載している資料をご覧ください。1 ページ目が非農地証明交付申請書、裏面 2 ページ目が案内図、非農地証明交付申請対象地位置図と書いております。3 ページ目が公図、裏面 4 ページ目が登記簿謄本、これは全部事項証明書になります。5 ページ及び 6 ページ目が登記簿謄本、これは閉鎖事項証明書となっております。

次に、議案第 127 号関係と記載した 20 ページに戻っていただきたいと思っております。本案件についての概要及び事務局の所見を述べさせていただきます。この非農地証明の申請に至った理由につきましては、耕作している農地の整理のためであり、現況となっている水路をつぶす等、現状を変えるものではございません。この土地については、先々代の●●●●氏が昭和 2 年に売買で取得した後、昭和 58 年に●●●●氏が相続し、所有名義を得ております。申請人によれば、どのようにしてこのような状態になったかは、今となっては不明とのことであり、ただ、平成 8 年までは当時あった近隣の水田の用水路として使われていたものの、その水田も耕作しなくなり、その役目も無くなったものとのことでございます。現地の状態は、幅約 50cm×長さ約 28m の水路状態となっており、北側及び南側は宅地、東側は道路となっております。西側は畑となっておりますものの、実は、この水路については北西側から水が流れてきており、一連の水路の一部となっております。このため、農地に復元して西側の農地と一体で耕作することは困難でございます。

このことから、事務局としては、農地に復元し、継続して利用することは困難であると捉えております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

それでは、審議を行うにあたり、山田正樹推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（山田正樹推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、証明書交付の決定をすることにご異議はございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。山田正樹推進委員を入場させてください。

（山田正樹推進委員 入場）

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 128 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。農地に関する贈与税の徴収猶予を受けている方は、3年毎に所轄の税務署に対して、継続の届出書と共に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を提出する必要があります。このことから、税の徴収猶予を受けている農地の受贈者が証明願の申請に至った訳でございますが、申請に基づき、事務局において農地台帳や農業所得の税務申告の有無について確認を行った結果、当該農地に関して農業経営を行っているものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局の説明が終わりました。それでは、本案について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたらどうぞ。ご質問ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、税の徴収猶予を受けている農地の受贈者が、当該農地において農業経営を行っていることを承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認めます。証明書を交付することに決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、報告 81 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 3 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 82 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が1件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第7条第1項第6号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長 (福士修身会長)

はい、事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

次に、報告第83号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で1件でございます。以上です。

○議長 (福士修身会長)

はい、事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

次に、報告第84号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で1件です。これは、先ほどの議案のケースと違いまして、定型的な基準である「自然的荒廃土地で



あって、かつ耕作できなくなってから 10 年以上経過し、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」という基準に当てはまるため、先に事務局側で証明書を交付したものでございます。なお、非農地証明書は交付済でございます。以上です。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 85 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。これについては、去年 10 月 10 日開催の、第 19 回の月例総会におきまして、農地転用の許可相当の意見を頂きまして、青森県知事へ送付することを決定した案件でございます。そして送付後、同年 12 月 10 日付で県知事許可を得たものでございますけれども、その後譲受人側で、許可を得た農地に住宅を建築することをやめるという申し出があり、許可申請に関する取下書が提出されたものでございます。取下書については、直ちに青森県知事に送付し、令和 2 年 2 月 12 日付けで受理されたものでございます。説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

本日の議案について、すべて終了いたしました。事務局の方から何かありましたらどうぞ。

（農業委員会事務局の執務室移転について）

（次回の青森市農業委員会定例総会について、4 月 7 日開催予定の連絡）

（上記の件について、3 月 19 日開催の青森市農業委員会運営協議会で日程を確定する旨の連絡）

(次回の月例総会は4月10日(金)午後1時から柳川庁舎2階大会議室で開催予定の連絡)

(齊藤光朗委員より、農業委員会を通さないで農地の貸し借りをしている人に対し、農業委員及び事務局としての対応方法について質問)

→事務局としては、当事者から事情を聴き、農地法第3条の許可を得るかどうか聞き、許可できない事情がある場合、農作業受委託契約を結ぶよう指導し、農業委員が発見した場合、当事者に対し農地法の趣旨を伝え、事務局へ確認するよう伝えていただく旨説明)

(齊藤光朗委員より、上記の件について農業委員会を通さず農地の貸し借りをした場合、農業委員会から警告文書を出すことはできないのか質問)

→最初から違反と断定し文書を出すのではなく、まずは事情を聴いて違反であれば文書を出す旨説明)

(高坂繁光委員より、農地法第3条の許可を得ずに農地を貸し借りした場合、農地法上の罰則規定はあるのか質問)

→農地法第64条第1号の規定により、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられると定められている旨説明)

○議長(福士修身会長)

これを持ちまして、第24回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。皆様、大変ご苦労様でした。